安全のための遵守事項

鳥獣の捕獲等を目的として入林される皆様へ

鳥獣の捕獲を目的として、国有林野へ入林される場合は、下記の注意事項を厳守して、絶対に事故を起こさないようご注意願います。

記

1　**実際に入林する日が決まった場合**には、入林する日までに日時及び場所を記載した「**入林連絡票**」（各県内別様式）を管轄する森林管理署等に**FAX、電子メール**のいずれかの方法により提出してください。また、**電話**の場合は入林連絡票の内容をご連絡ください。

2　**立入禁止区域**（作業予定区域及びその周辺区域等）については、入手した立入禁止区域図等により、その位置を確認するとともに、立入禁止区域内への立入り及び発砲を行わないでください。

立入禁止区域には、現地に「立入禁止」「発砲禁止」「銃猟禁止」等の標識を設置しています。また、立入禁止区域がある林道入口等には、「作業中につき立入禁止」等の標識で表示しています。

なお、事業の変更に伴い立入禁止区域図を変更する場合もありますので、入林する際は、**お手持ちの立入禁止区域図が最新かどうか**管轄する森林管理署等のホームページで**ご確認**ください。

3　「**入林届**」**の写し**を、車両ごとに車内の見やすいところに掲示してください。

4　**銃器**による野生鳥獣の捕獲等を実施する場合は、「**注意喚起看板**」（**野生鳥獣の捕獲等実施中　入林時注意**）を車両ごとに車体の側面等の見やすい場所に掲示してください。

5　入林の目的が**狩猟**の場合、狩猟者は、配付された標識２枚のうち、標識「**本流域で狩猟中**」を**林道入口**の立木等に掲示、もう１枚の標識「**この場所で狩猟中**」を**捕獲場所**（銃

による捕獲時又はわなの設置若しくは見回り時に、林道から林内に足を踏み入れる場所）の入口の立木等に掲示してください。

なお、入林の目的が**狩猟以外**の場合についても、同様な方法による標識の現地表示のご協力をお願いします。

6　**他の森林管理署等**の管内に入林する場合は、当該森林管理署等においても同様の入林の手続をしてください。

7　**一般の方が入林**している場合がありますので十分御注意願います。

8　**林道を通行**する場合には、徐行運転をするなど、**交通事故防止**にご協力下さい。

また、**火気に注意し**、山火事予防にご協力ください。

9　入林に当たっては、落石、滑落、なだれ（その他考えられる災害）等の危険箇所に関する情報を把握し、これら**災害に十分注意**してください。

なお、入林された方が、落石、滑落、交通事故等により災害にあった場合でも、**東北森林管理局では責任を負いません**ので十分ご留意願います。

10　ライフル実包やスラッグ実包などの**単体弾**で撃つときは、**前方に安土**（バックストップ：山・崖・高い土手など）の無い限り**発砲しない**でください。

また、単体弾は遠方まで飛ぶし、推力を失って落下するものにも貫通力（殺傷力）があるため、尾根を超えるような撃ち方もしないでください。

11　指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟を実施する場合は、安全を厳密に確保する観点から、射撃場所、射撃方法及びバックストップをあらかじめ想定できる方法（誘引して定点から射撃する方法等）により捕獲するようにしてください。

また、照明器具やナイトスコープ等の使用により、昼間と同等の視認性を確保していることを確認してください。

東北森林管理局長